○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
倉敷市新田字西四割二五四三番二から同市片島町字大坂下広畠七七九番一まで	前	一八・二メートル
	後	一八・〇メートル～九五・九四メートル、五・二八九キロメートル～五・二八九

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町入野字龍王二〇四四番七から同町入野字藩下二〇五一番二まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月一日

○四国地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　高知県幡多郡黒潮町入野字龍王二〇四四番七から同町入野字藩下二〇五一番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

人事異動

法務省

（法務省矯正局矯正医療管理官）

法務事務官　中山　剛

厚生労働省に出向させる

（函館地方法務局長）同　**原口　克広**

（松山地方法務局長）同　吉川　隆

（高知地方法務局長）同　山本　英司

（宮崎地方法務局長）同　巣山　弘清

（最高検察庁事務局長）検察事務官　扇谷　俊春

（東京高等検察庁事務局長）同　佐藤美知幸

（横浜地方検察庁事務局長）同　石川　暢彦

（さいたま地方検察庁事務局長）同　三ツ石健児

（宇都宮地方検察庁事務局長）同　髙坂由美子

（大阪高等検察庁事務局長）同　渡邉　孝明

（神戸地方検察庁事務局長）同　松尾　一郎

（奈良地方検察庁事務局長）同　太村　和美

（大津地方検察庁事務局長）同　塩谷　剛弘

（名古屋高等検察庁事務局長）同　木村　憲彦

（名古屋地方検察庁事務局長）同　髙部　章

（岐阜地方検察庁事務局長）同　原　義昭

（福岡高等検察庁事務局長）同　早川　誠

（福岡地方検察庁事務局長）同　二俣　満美

（宮崎地方検察庁事務局長）同　伊佐　郁雄

（仙台地方検察庁事務局長）同　畠山　忠一

（福島地方検察庁事務局長）同　千葉　守

（札幌高等検察庁事務局長）同　阿部由紀雄

（高松地方検察庁事務局長）同　數藤　敏朗

（矯正研修所長）法務事務官　鈴木　明人

（札幌矯正管区長）同　葛西　康弘

（東京矯正管区長）同　倉本　修一

（大阪矯正管区長）同　高須賀英治

（広島矯正管区長）同　西村　重則

（高松矯正管区長）同　金子　陽子

（福岡矯正管区長）同　別府　公昭

（月形刑務所長）同　本島　正幸

（市原刑務所長）同　髙橋　昌也

（富山刑務所長）同　平岡　聡

（京都刑務所長）同　重田　俊文

（松江刑務所長）同　小沼　孝行

（高松刑務所長）同　長野　孝次

（福岡刑務所長）同　大内　唯壽

（川越少年刑務所長）同　河野　満

（福岡拘置所長）同　山本　伸朗

（北海少年院長）法務教官　後藤　里香

（愛光女子学園長）同　木村　勉

（浪速少年院長）同　一柳　光司

（交野女子学院長）同　犬飼　誠

（加古川学園長）同　末信　眞司

（新潟少年鑑別所長）法務技官　寺﨑　武彦

（名古屋少年鑑別所長）同　青木　宏

（神戸少年鑑別所長）同　安田　潔

（鹿児島少年鑑別所長）同　加瀬　正人

（津保護観察所長）法務事務官　藤本　努

（佐賀保護観察所長）同　糸永　雄二

（東京入国管理局長）入国審査官　伊東　勝章

（広島入国管理局長）同　内田　省二

（東京入国管理局横浜支局長）同　槇得　菊男

（入国者収容所大村入国管理センター所長）法務事務官　齋　憲義

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成三十年三月三十一日限り定年退職（各通）

（北海道地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　辻　満

（東北地方更生保護委員会委員）同　鈴木　隆正

（関東地方更生保護委員会委員）同　赤松　峰親

（同）同　神村　修

（同）同　鈴木　道行

（近畿地方更生保護委員会委員）同　坂田　隆志

（中国地方更生保護委員会委員）同　岩﨑　健朗

（四国地方更生保護委員会委員）同　藤村　治孝

（九州地方更生保護委員会委員）同　戸髙　寛海

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成三十年三月三十一日限り退職（各通）

（札幌法務局民事行政部長）法務事務官　佐藤　隆

（仙台法務局長）同　秦　愼也

（名古屋法務局民事行政部長）同　前田　幸保

（広島法務局長）同　喜多　剛久

（高松法務局長）同　松尾　泰三

（福岡法務局長）同　余田　武裕

（釧路地方法務局長）同　播谷　秀樹

（水戸地方法務局長）同　福田　勝

（千葉地方法務局長）同　持田　弘二

（横浜地方法務局長）同　千葉　和信

（新潟地方法務局長）同　加藤　武志

（富山地方法務局長）同　所田　雅一

（神戸地方法務局長）同　山本　芳郎

（岡山地方法務局長）同　山﨑　秀義

（熊本地方法務局長）同　増永　俊朗